

養鷄振興法

第7条(ふ化業者の登録)

ふ化業者は、そのすべてのふ化場（人工ふ化の方法により種卵をふ化する事業の用に供する事業場をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる要件に適合するときは、その住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

- 一 ふ化場の施設で農林水産省令で定めるものが農林水産省令で定める基準に適合するもの

二 種卵のふ化に関し農林水産省令で定める経験を有する者で種卵のふ化に常時従事するものが一人以上置かれていること。

2 ふ化業者は、前項の登録（以下「登録」という。）を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。ふ化場が当該ふ化業者の住所地の都道府県以外の都道府県の区域内にある場合には、その書類のほか当該ふ化場が前項各号に掲げる要件に適合する旨の当該ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事の確認を受けたことを証する書面を提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該業務を執行する役員の氏名）

二 ふ化場の名称及び所在地

三 ふ化場の施設で農林水産省令で定めるもの

四 ふ化場において種卵のふ化に常時従事する者の種卵のふ化に関する経験

五 その他農林水産省令で定めるもの

養鷄振興法施行規則

第8条（ふ化場の施設）

法第7条第1項第1号及び第2項第3号のふ化場の施設で農林水産省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ふ卵舎
二 ふ卵器
三 消毒用施設

第9条 (ふ化場の施設基準)

法第7条第1項第1号の農林水産省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げるふ化場の施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

の施設	基準	ふ卵舎	ふ卵器	消毒用施設
1 建康なひなを生産するのに十分な換気をすることができる構造であること。 2 床面は、コンクリート敷、板敷又はその他清掃及び消毒の容易な材料を用いたものであること。 3 育すう施設がおかれていないこと。	ふ卵舎の出入口には、消毒用と。踏込みが設置されていること。	ふ卵舎	ふ卵器	ふ卵舎

第10条（種卵のふ化に関する経験）

法第7条第1項第2号の農林水産省令で定める経験は、種卵のふ化に従事した期間が通算して六月以上であることとする。

第11条（登録申請書の様式等）

法第7条第1項の書類の様式は、別記様式第5号（申請書様式）のとおりとする。

第12条

法第7条第2項第5号の省令で定める事項は、ふ化場の施設の配置状況とする。